平成２２年（フ）第３５１号
相模原市南区新磯野４丁目３番６―205号
債務者　丸山由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３５２号
神奈川県座間市南栗原１丁目13番30―２号
債務者　小川　知子（旧姓関戸）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６１号
相模原市中央区相模原１丁目４番７号　三興ビル203
債務者　小林さおり
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６２号
相模原市中央区上溝2516番地１　レヴィールファミリア上溝302
債務者　小野美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９９号
東京都羽村市神明台３丁目１番地22タイヨーハイツ301
債務者　小寺　宏美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５７号
相模原市中央区東淵野辺５丁目２番19号　ラポールテラス207
債務者　楠本　　碧
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３５９号
相模原市緑区相原６丁目24番54号　プリマベーラⅢ206
債務者　櫻井八千代
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３６８号
相模原市南区相武台３丁目12番８号
債務者　中田　貞江
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４１７号
相模原市緑区東橋本３丁目20番５号　エスポワール橋本302
債務者　阿部　博文
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４５号
熊本県天草市牛深町3474番地
債務者　榎田かおり（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第３４７号
青森市本泉１丁目12番14号
債務者　常田　忠男
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
青森市古川２丁目１番５号　ハイツ・クドウ403
債務者　鈴木　亜和
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
青森市中佃３丁目17番３号　蒼い杜つくだ101号
債務者　中村由起男
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
青森市千刈１丁目１番４号　メゾンノーブル305号
債務者　木村　由美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係